

お知らせ

同時資料提供先

岡山県政記者クラブ
倉敷市記者クラブ

『第5回 明日の高梁川を語る会』を開催いたします。

～ 高梁川水系河川整備計画(案)【国管理区間】についてご意見を伺います～

高梁川では、国管理区間を対象とした今後20～30年間におこなう河川整備の目標と実施に関する内容を示した「高梁川水系河川整備計画」を策定します。

この整備計画を策定するにあたり、専門的知識を有する学識経験者のご意見をいただく場として、下記のとおり第5回「明日の高梁川を語る会」を開催します。



(H22.5.25 第4回 開催状況)



(高梁川を河口よりのぞむ)

記

日時：平成22年8月5日（木）10：00～12：00

場所：ホテル倉敷 会議室（カトレア）

JR倉敷駅ビル内（倉敷市阿知1丁目1番1号）・TEL（086）426-6111

議題：①高梁川水系河川整備計画（原案）に対する住民意見の集約について

②高梁川水系河川整備計画（案）【国管理区間】について

③費用便益分析について

入場：無料（どなたでも傍聴いただけます。）

開場 9：30～

*傍聴席を十分にご用意してございますが、数には限りがございますので、下記問い合わせ先に事前に申し込みいただくと座席の確保をいたします。

8/4（水）12:00 までにお申し込み下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

電話番号（086）223-5101（代表）

FAX（086）234-2298

（担当）副所長（技術） 植田 憲治

事業対策官 湯浅 文司

明日の高梁川を語る会 規約

(名称)

第1条 本会は、「明日の高梁川を語る会」(以下「語る会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本語る会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が「高梁川水系河川整備計画(案)」を作成するにあたり、河川法第16条の2 第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 語る会の委員は、局長が委嘱する。
2 語る会は、別表で掲げる委員で構成する。
3 委員の任期は、原則として「高梁川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 語る会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。
2 座長は語る会を代表し、語る会の円滑な運営と進行を総括する。
3 座長は語る会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
4 座長に事故がある時は、語る会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(語る会の招集)

第5条 語る会は、座長が招集する。
2 語る会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
3 語る会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 語る会は原則公開とし、公開方法については語る会で定める。

(事務局)

第7条 語る会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置く。
2 事務局は、語る会運営に係る庶務を処理する。
3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、語る会の運営に関し必要な事項については、語る会で定める。

(附則)

この規約は平成19年11月5日から施行する。

(別紙)

「明日の高梁川を語る会」 委員名簿

氏名	職名	専門分野
宇佐美 英司 (うさみえいじ)	岡山弁護士会	法律
内田 和子 (うちだかずこ)	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	応用地理学 自然地理学
片山 勝介 (かたやまかつすけ)	元 岡山県農林水産部参与	漁業
佐藤 國康 (さとうくにやす)	元 川崎医科大学 教授 (生物学)	環境(魚介類、 両・爬・哺乳類)
田中 収一 (たなかしゅういち)	山陽新聞社論説委員会 副主幹	地域振興
谷口 守 (たにぐちまもる)	筑波大学大学院 システム情報工学研究科教授	都市・地域計画
永井 明博 (ながいあきひろ)	岡山大学大学院 環境学研究科教授	流域水文学
名合 宏之 (なごうひろし)	岡山大学 名誉教授	河川工学 (水工学)
西垣 誠 (にしがきまこと)	岡山大学大学院 環境学研究科教授	地盤環境解析学
波田 善夫 (はだよしお)	岡山理科大学 学長	環境 (植物)
久野 修義 (ひさののぶよし)	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	日本中世史
丸山 健司 (まるやまけんじ)	日本野鳥の会岡山県支部長	環境 (鳥類)

(敬称略 五十音順)